

所得税・個人住民税における障害者控除対象者認定に関する 市町村による政策の考察

福島県市町村の例規・広報を対象とした分析

An Analysis of Municipal Policies on the Recognition of Eligible Individuals
for Disability Deductions in Income and Resident Taxes

: Evidence from the Regulations and Public Relations of Municipalities in Fukushima

成川 旦人

NARUKAWA, Akito

(福島学院大学マネジメント学部 講師)

【要旨】

本稿は、65歳以上の要介護・要支援認定者などに障害者控除を適用する障害者控除対象者認定制度について、福島県59市町村の立法・広報政策を分析したものである。高齢者や要介護・要支援認定者の増加により制度の重要性が増す一方で、先行研究は限られている。そこで、成川・茨木(2026)を拡張し、例規の有無に加えて、非例規制定自治体を含めた広報誌・自治体HPでの情報公開状況を調査した。実態分析の結果、例規制定は24市町村(25例規)、広報誌での周知は34市町村、HPでの掲載は19市町村にとどまった。申請手続きは要介護・要支援認定者本人ではなく主に現役世代の親族が担うため、紙媒体よりHPでの周知広報が有効と考えられる。また、認定基準は7類型に整理でき、市町村間で判断指標が異なることから、障害者控除の水平的公平が確保されていない可能性が示された。政策決定要因分析では、財政力の高い自治体ほど広報に消極的であることなどが示唆された。

キーワード：『障害者控除対象者認定』『要介護・要支援認定』『例規』『自治体広報』『自治体HP』

1. はじめに

本稿の目的は、福島県内59市町村を対象に各市町村の所得税・個人住民税における障害者控除対象者認定に関する政策について、例規と広報に着目して分析することである。日本で高齢化が進展する中、2000年に介護保険法が施行されて以来、要介護・要支援認定を受ける65歳以上の高齢者(第一号被保険者)数も増加している。障害者控除は、所得税法や地方税法での個人住民税で障害者とされる身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などを有する者が納税者本人やその配偶者、扶養親族である場合に認められる所得控除である。この所得控除の金額(所得税)は、障害者(普通障害者)なら一人当たり27万円(個人住民税では26万円)、障害の程度が重度である特別障害者なら40万円(個人住

論文

民税では 30 万円) が認められ、同居特別障害者であれば 75 万円 (個人住民税では 53 万円) にもなる。そのため、この障害者控除を受けられるかどうかで所得税や個人住民税の税負担が変わることが想定される。

ところで、要介護・要支援認定を受けた第一号被保険者は、税法上では障害者ではないが、市町村長等の認定を受けた場合には障害者 (程度によっては特別障害者や同居特別障害者) として認められ、所得控除を受けることが可能になるのである。このような障害者控除対象者認定は高齢化が進展し、要介護・要支援認定者が増加している日本での重要性は高まってきたが、学術的な注目はほとんどされてこなかった。唯一、成川・茨木 (2026) は全国各自治体の例規を分析対象に例規と認定基準の実態分析を行っており、各自治体の認定基準に相違があり、同程度の障害であっても住む場所で所得控除の適用可否や所得控除金額に差が出ることを明らかにしている。このような、障害者控除の水平的公平が保たれていない可能性がある実態はさらに明らかにすべきと考え、本稿では東日本大震災の影響を大きく受けて、人口の自然減、社会減が進んでいる福島県の 59 市町村を対象に、障害者控除対象者認定に関する政策を例規という立法政策だけでなく、自治体広報と自治体 HP という 2 つの広報政策を実態分析する。本稿で福島県内 59 市町村を分析対象にする理由はその全国共通性と地域特異性であり、同一県内においても全国に類を見ない原発事故の影響を大きく受けた被災地を含む浜通り、財政的に豊かな自治体が存在している中通り、そして山間部に多数の小規模自治体を抱える会津地方といった多様な類型が存在している。そのため、障害者控除対象者認定に関する政策の地域差を検討する上で、中通りや会津地方といった地域での分析を通じた他都道府県類似地域との全国共通性だけでなく、原発被災地という他都道府県にはない地域の分析という地域特異性について同時に検証できるのである。

本稿の分析結果は、障害者控除の水平的公平のさらなる実態解明だけでなく、自治体にとって住民の高齢者福祉や障害福祉の観点から重要である一方、税収減をもたらす障害者控除対象者認定に対する各自治体のスタンスを明らかにすることにも役立つと考えられる。障害者控除対象者認定について制度の周知広報をして申請者や適用者を増やす意図があるのか、または周知広報でも比較的インターネット利用から距離がある高齢者が主として見られると思われる広報誌で行うのか、あるいは、インターネットを比較的活用している現役世代をターゲットとしているかなどを明らかにする必要があると考えている。また、2024 年のクロスセクションデータをもとに、各市町村の障害者控除対象者認定政策に関する決定要因分析を行う。これらの福島県における分析結果をもとに、障害者控除対象者認定に関する知見について論じることとする。

2. 障害者控除対象者認定制度

障害者控除を受けられる税法上の障害者は所得税法や地方税法において列挙されているが、そのうち「精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の者で、その障害の程度が第一号

(知的障害者、療育手帳を有する者)又は第三号(身体障害者、身体障害者手帳を有する者)に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長(または福祉事務所の長)の認定を受けている者」が規定されている(所得税法施行令 10 条 1 項 7 号ほか)。これがいわゆる障害者控除対象者認定である。

このように、知的障害者または身体障害者に準ずる 65 歳以上の高齢者である場合、市町村長や特別区の区長など市区町村レベルの認定を受けることにより税法上の障害者となり、障害者控除を受けることができる。ここで注目すべきは、この障害者控除は地方税である個人住民税だけでなく、国税である所得税にも適用されるということである。すなわち、市区町村レベルでの判断が地方税のみならず国税にも影響を及ぼしている¹。2002 年 8 月 1 日に発出された厚生労働省の事務連絡ではその認定は市区町村の事務とされており、判断に資する参考資料が提示されるにとどまっているため、各市区町村で例規制定など運用に差が生じていることが指摘されている。実際、成川・茨木(2026)が明らかにしているように、認定基準では各市区町村で採用する判断指標が異なっていたり、同じ判断指標を用いているとしても適用可否や障害者か特別障害者のいずれに該当するかといった控除金額に差が生じている²。

成川・茨木(2026)は、2024 年 1 月時点で分析対象とした全 1,741 市区町村のうち 559 市区町村を例規制定自治体としており、例規制定率は 32.11%であると明らかにしている。しかし、実際には例規を制定していない市区町村であっても障害者控除対象者認定を行っている自治体は存在している。しかし、成川・茨木(2026)では市区町村の例規を分析するとどまっており、例規非制定自治体の認定基準や運用実態は分析されていない。そこで、本稿では、福島県の 59 市町村を対象に、例規という立法政策だけではなく、紙媒体の自治体広報と自治体 HP という広報政策の 2 つから実態分析する。これにより、障害者控除対象者認定の実態について、例規非制定自治体の一端を明らかにすることができると考えられる³。

3. 先行研究のレビューとリサーチ・デザイン

3.1 先行研究のレビュー

高齢化の進展に伴い障害者控除の重要性が増している一方で、障害者控除に関する先行研究は、筆者の知る限り僅かであり、障害者控除対象者認定に関する研究となると成川・茨木(2026)しか見当たらないのが現状である⁴。成川・茨木(2026)は、障害者控除対象者認定に着目しており、全国自治体の例規を対象に実態分析を行っている。例規制定自治体は 559 自治体で全国の約 32.11%であり、都道府県によって 5.26%~89.47%と差が見られることを明らかにしている。また、認定基準で示された寝たきり度や認知症度、要介護度について、換算要介護度という 1~7 の比較可能なインデックス指標に計算し、障害者控除の全国平均は 2.872 で要介護 1 相当が必要であり、特別障害者控除の全国平均は 4.806 で要介護 3 相当が必要であることを明らかにしている。また、換算要介護度最小値の変動係数では、障

害者控除は 0.261、特別障害者は 0.173 と大きくはないものの、全国自治体で認定ハードルに地域差があることを明らかにしている。

以上のように学術的研究は僅かであるが⁵、本稿では成川・茨木（2026）の研究を限定的ではあるが、例規非制定自治体まで分析対象を広げ、さらに広報政策まで分析を行う。

3.2 リサーチ・デザイン

本稿では以下のように分析対象を特定する。まず、例規については、『条例 Web アーカイブデータベース』にて、例規名に「障害者控除」か「障がい者控除」を含むものを検索し、特定する。時点は 2024 年 1 月である。分析対象の抽出結果は以下の図表 1 のとおりである。

「障害者控除」についてはヒット総数 557 のうち、福島県は 24 例規であった。このうち、西郷村は 2 つの例規を制定しているため重複と扱い、例規制定自治体は 23 市町村となった。

「障がい者控除」についてはヒット総数 18 のうち、福島県は 1 例規（1 例規制定自治体）であった。したがって、福島県内 59 市町村のうち、例規数は 25、例規制定自治体は 24 市町村で、例規制定率は 40.68%であった。

図表 1 福島県内市町村の障害者控除対象者認定に関する例規の状況

検索キーワード「障害者控除」			検索キーワード「障がい者控除」			
	件数	市町村数	制定率	件数	市町村数	制定率
ヒット総数	557			ヒット総数	18	
うち福島県	24			うち福島県	1	
重複（西郷村）	Δ1			重複（該当なし）	0	
<u>福島県内例規制定</u>	<u>23</u>	59	38.98%	<u>福島県内例規制定</u>	<u>1</u>	59 1.69%
福島県内例規数		25				
<u>福島県内例規制定自治体</u>	<u>24</u>		59 40.68%			

（出典）『条例 Web アーカイブデータベース』での検索結果より筆者作成

次に、広報政策については、まず、紙媒体の自治体広報誌を分析対象とする。具体的には、インターネット上で公開されている PDF 形式などの各市町村が定期的に発行している紙媒体の広報のうち、2023 年 4 月から 2024 年 4 月に発行されたものを対象とする。そこで、「障害者控除」または「障がい者控除」を含む記事を検索、障害者控除対象者認定に関する内容が説明されている記事の有無を特定し、一度でも障害者控除対象者認定に言及されていれば分析対象とすることにした。なお、自治体広報がインターネット上で公開されていなかった檜枝岐村の広報誌『檜枝岐村公民館報』については、福島県立図書館で所蔵されているものを入手した。その結果、34 市町村が自治体広報にて言及していることが判明した。

そして、インターネット上の自治体 HP を分析対象とする。具体的には、2024 年 4 月時点を対象とし、各市町村 HP 内のキーワード検索にて、「障害者控除」または「障がい者控除」を含むサイトを検索、障害者控除対象者認定に関する内容が説明されているサイトの有無

を特定した。その結果、19 市町村が該当した。なお、これら紙媒体の広報誌や自治体 HP については、国立国会図書館『インターネット資料収集保存事業』より入手している。

4. 実態分析の結果

ここでは、福島県内の市町村を対象に、まず、障害者控除対象者に関する例規の制定状況という立法政策と、自治体広報誌と自治体 HP という 2 点での広報政策を分析する。その上で、例規や自治体広報誌、自治体 HP で公表されている判断基準について、その判断指標などを分析する。

4.1 例規の制定状況

図表 2 は、福島県内の例規の制定状況を制定順に一覧形式にしたものである。全部で 25 例規があり、西郷村のみ 2 つ制定している。25 例規のうち、会津美里町だけが「障がい者控除」という所得税法や地方税法で用いられている法律用語である「障害者控除」とは別の名称を使用している。最も早く制定したのは古殿町であり、2002 年 11 月 28 日であった。厚労省事務連絡が発出された 2002 年中に制定したのは、古殿町以外に矢吹町、西郷村、三春町、玉川村、そして平田村の 6 町村であり、福島県中通り南部に位置する小規模自治体という共通点がある。その後、2004 年には双葉郡に属する浜通りの浪江町や山間部の葛尾村が、2005 年にはそれぞれ合併して誕生した中通り東部に位置する田村市と会津地方に位置する会津美里町が、2006 年には合併して誕生した会津地方南部の南会津町、中通り南部に位置する県南の中心である白河市が制定し、2007 年から 2010 年にかけて毎年 1~2 市町村が制定した。2011 年の東日本大震災の影響を大きく受けた期間では 2012 年の会津坂下町にとどまり、震災の影響が徐々に落ち着きだした 2017 年以降に徐々に増加しつつある。このように、全国 3 番目の面積を有し、59 市町村がある福島県においては、太平洋側の浜通り、新幹線や東北道が通る中通り、そして会津地方にまんべんなく例規制定が進んでいる様子が見えてくる。ただし、人口規模が大きい福島市や郡山市、いわき市などでは制定されておらず、市による制定は田村市、白河市、そして伊達市の 3 市にとどまっている。一方、人口規模が小さい町では 14、村では 8（西郷村の重複含む）となっており、成川・茨木（2026）の指摘通り、福島県内における障害者控除対象者認定に関する例規制定は、小規模自治体で進んでいることがわかる。これについては、小規模自治体では職員数が限られており、障害者控除対象者認定を担当する職員も少数であることから、認定事務の迅速化を図るために例規や認定基準を制定、公表している可能性がある。一方、人口規模が大きい自治体では、障害者控除対象者認定を担当する職員がある程度いることによる認定事務の柔軟志向や、例規や認定基準公表による訴訟リスクなどを避けるために非公表としている可能性が考えられる。

図表 2 福島県内市町村の障害者控除対象者認定に関する例規の制定状況

市町村	当初制定年月日	最終改正年月日	例規名	種別
1 古殿町	2002年11月28日	左同	要介護認定者に係る所得税法上の障害者控除の認定取扱要綱	訓令
2 矢吹町	2002年11月29日	2021年3月23日	介護保険法により要介護認定及び要支援認定を受けた者の障害者控除に係る障害認定に関する基準	決裁
3 西郷村 (1回目)	2002年12月1日	2017年12月1日	西郷村要介護等認定者の障害者控除に係る障害認定に関する基準	告示
4 三春町	2002年12月1日	左同	要介護認定者に係る障害者控除対象者の認定等に関する基準	訓令
5 玉川村	2002年12月10日	2010年3月26日	要介護等認定者に係る所得税法上の障害者控除の認定取扱要綱	要綱
6 平田村	2002年12月25日	2020年3月10日	要介護等認定者に係る所得税法上の障害者控除の認定取扱要綱	要綱
7 浪江町	2004年11月10日	2007年3月1日	浪江町障害者控除対象者認定要綱	告示
8 葛尾村	2004年12月1日	2022年1月13日	葛尾村障害者控除対象者認定要綱	訓令
9 田村市	2005年3月1日	左同	田村市要介護認定者等の所得税法上の障害者控除に関する事務取扱要綱	訓令
10 会津美里町	2005年10月1日	2021年8月27日	会津美里町障がい者控除対象者認定要綱	告示
11 南会津町	2006年3月20日	2023年7月1日	南会津町高齢者の所得税法上の障害者控除対象者認定事務処理要綱	訓令
12 白河市	2006年11月29日	2019年12月9日	白河市介護保険要介護等認定者に対する障害者控除対象者に準ずる認定に関する規程	訓令
13 磐梯町	2007年11月1日	左同	磐梯町要介護者に対する障害者控除認定事務取扱要綱	訓令
14 広野町	2007年12月1日	2015年11月30日	広野町介護保険要介護等認定者に対する障害者控除対象者に準ずる認定に関する要綱	訓令
15 伊達市	2008年8月1日	左同	伊達市要介護認定等高齢者に係る障害者控除対象者認定に関する要綱	告示
16 川俣町	2009年12月1日	左同	高齢者の所得税法施行令等に基づく障害者控除にかかる認定書交付要綱	訓令
17 楡葉町	2009年12月16日	左同	楡葉町障害者控除対象者認定要綱	訓令
18 飯館村	2010年12月1日	左同	飯館村障害者控除対象者認定書交付に関する要綱	訓令
19 会津坂下町	2012年11月9日	2016年3月25日	会津坂下町障害者控除対象者認定要綱	告示
20 双葉町	2017年11月24日	左同	双葉町要介護認定者の障害者控除対象者の認定に関する要綱	要綱
21 西郷村 (2回目)	2017年12月1日	2019年4月1日	西郷村介護予防・生活支援サービス事業対象者の障害者控除に係る障害認定に関する基準	告示
22 大熊町	2018年12月11日	左同	大熊町要介護認定者に係る障害者控除対象者に準ずる認定要綱	告示
23 北塩原村	2021年12月1日	左同	北塩原村要介護者に対する障害者控除認定事務取扱要綱	訓令
24 湯川村	2022年12月28日	左同	湯川村要介護者に対する障害者控除対象者認定事務取扱要綱	告示
25 浅川町	2023年2月3日	左同	要介護等認定者に係る所得税法上の障害者控除の認定取扱要綱	告示

4.2 自治体広報誌

図表 3 は、福島県内市町村が定期的に発行している紙媒体である自治体広報誌における障害者控除対象者認定の周知広報状況の一覧である。福島県 59 市町村のうち、障害者控除対象者認定に言及しているのは 34 市町村であり、57.62%と過半数の市町村が紙媒体で周知広報を行っている。なお、このうち、福島市や西郷村、矢祭町は、確定申告に必要な資料の一つとして「障害者控除対象者認定書」を記載しているにとどまっており、その制度説明やどのような者が対象者であるのか、要介護・要支援を受けている場合には認定を受けられる可能性があることなどは周知広報していない。そのため、それら 3 市町村は消極的な周知広報にとどまっている。一方で、それ以外の 31 市町村は制度内容まで言及しており、積極的な周知広報を行っているといえる。広報誌で認定基準を公表しているのは田村市、玉川

村、三春町、そして広野町の4市町村にとどまる。また、広報誌で言及している34市町村のうち、16市町村は例規も制定しており、残りの18市町村は広報誌での周知広報を重視していることがわかる。そのほか、例規制定していない人口規模が大きい市が多く周知広報しているのは興味深い。特に、人口規模が大きい郡山市やいわき市、会津若松市で積極的な周知広報が行われている。

このように、高齢化が進む自治体が多い福島県内市町村では、例規制定という立法政策に先んじて、紙媒体での広報政策を重視している可能性があることがわかる。これは、比較的インターネット利用から距離がある高齢者をターゲットに周知広報を図っていることがわかる。しかし、障害者控除対象者認定は65歳以上の主に要介護・要支援を受けている高齢者が対象となるものであり、老々介護による配偶者が対象となる場合ならまだしも、申請者本人が対象者である場合には、本人自ら申請するにハードルが高いと言わざるを得ない。すなわち、外出困難な対象者にとって申請にはハードルがあり、介護する親族等による代理申請が必要となる。そのため、介護する親族等が障害者控除対象者認定の制度内容を認知することが必要となるが、紙媒体の広報誌であるとアクセスが限定的になると考えられ、認定申請の適用促進にはそれほど寄与しないと考えられる。確かに、広報誌もインターネット上で公開されているが、比較的調べやすく見やすい自治体HPに比べて、PDF形式で公開されていることが多く比較的調べにくくて見にくい広報誌をくまなく目を通す可能性は高くないと考えられる。それゆえ、インターネット利用者層である現役世代で所得が比較的高い場合、制度を知らないために、扶養親族の認定対象者について障害者控除の適用漏れを引きおこしている可能性があると考えられる。

図表3 福島県自治体の広報誌での障害者控除対象者認定に関する周知広報状況

市町村	広報	認定 基準	例規 制定	市町村	広報	認定 基準	例規 制定
1 福島市	△ (名称にとどまる)			18 猪苗代町	○		
2 会津若松市	○			19 会津坂下町	○		○
3 郡山市	○			20 会津美里町	○		○
4 いわき市	○			21 西郷村	△ (名称にとどまる)		○
5 白河市	○		○	22 泉崎村	○		
6 須賀川市	○			23 矢吹町	○		○
7 喜多方市	○			24 棚倉町	○		
8 相馬市	○			25 矢祭町	△ (名称にとどまる)		
9 二本松市	○			26 玉川村	○	○	○
10 田村市	○	○	○	27 浅川町	○		○
11 南相馬市	○			28 三春町	○	○	○
12 伊達市	○		○	29 広野町	○	○	○
13 桑折町	○			30 檜葉町	○		○
14 国見町	○			31 川内村	○		
15 川俣町	○		○	32 大熊町	○		○
16 大玉村	○			33 浪江町	○		○
17 北塩原村	○		○	34 新地町	○		

4.3 自治体 HP

図表 4 は、福島県自治体の自治体 HP での障害者控除対象者認定に関する周知広報状況の一覧である。59 市町村のうち、何らかの形で自治体 HP にて障害者控除対象者認定に言及しているのは 19 市町村であり、32.20%にとどまる。このうち、自治体 HP 内で制度説明を行っているのが 16 市町村、認定申請書をダウンロード可能としているのが同じく 16 市町村、認定基準を公表しているのが 7 市町村であった。制度説明をしており、かつ申請書がダウンロード可能であるのは 13 自治体であった。このように、自治体広報誌に比べると、インターネットでの障害者控除対象者認定に関する周知広報は低調であるが、認定申請書をダウンロード可能とし、認定申請にかかる手間を減らして申請ハードルを下げている市町村も 27.11%あることは興味深い。また、このうち例規制定をしているのは 10 市町村であり、残りの 9 市町村は自治体 HP での周知広報を重視していることがわかる。以上のように、福島県自治体で周知広報手段として自治体 HP よりも自治体広報を重視していることがわかる。先述のように、障害者控除対象者認定申請を行うのは、本人ではなく、その介護をする親族が行うケースが多いと考えられる。その場合、それら介護をする親族が障害者控除対象者認定を認知していることが必要であり、その制度利用促進には介護をする親族に多いと考えられる現役世代をターゲットとした周知広報が重要である。しかし、インターネットを比較的活用している現役世代にとっては、自治体広報誌に比べてアクセスしやすく、比較的に見やすく調べやすい自治体 HP での周知広報が低調であり、所得が比較的高い現役世代の場合、制度を知らないために、扶養親族の認定対象者について障害者控除の適用漏れを引き起こしている可能性があると考えられる。

また、自治体広報誌か自治体 HP にて、障害者控除対象者認定書を対象者に自動的に送付していることが判明しているのは、6 自治体（郡山市、相馬市、南相馬市、大玉村、棚倉町、檜葉町）であった。つまり、福島県内 59 市町村の認定書自動送付割合は約 10.16%と低いことが判明した。

図表 4 福島県自治体の自治体 HP での障害者控除対象者認定に関する周知広報状況

市町村	自治体 HP	ダウンロード可能	認定基準	例規制定	市町村	自治体 HP	ダウンロード可能	認定基準	例規制定
1 福島市	○	○	○		11 柳津町		○		
2 会津若松市	○				12 矢吹町	○			○
3 郡山市	○	○	○		13 浅川町	○	○		○
4 白河市	○	○		○	14 古殿町		○		○
5 須賀川市	○	○	○		15 三春町	○	○	○	○
6 喜多方市	○	○			16 広野町	○	○	○	○
7 相馬市	○				17 富岡町	○	○		
8 二本松市	○	○			18 大熊町	○	○		○
9 伊達市		○		○	19 浪江町	○	○	○	○
10 会津坂下町	○	○	○	○					

4.4 認定基準

ここでは、市町村が公開している例規のほか、紙媒体の自治体広報誌や自治体 HP で公開されている認定基準をまとめ、そこで採用されている判断指標や認定基準の高低を論じる。

まず、判断指標としては、大別して 3 つの指標が用いられていることが判明した。それは、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）、認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度）、そして要介護・要支援度の 3 つである。このほかにも、独自基準を採用している会津美里町や川俣町などもあるが、おおむねこの 3 つの判断指標について単一、もしくは組み合わせで採用している⁶。

図表 5 は、認定基準を公表している自治体について、認定基準を採用している判断指標ごとに分類した一覧である。判断指標の組み合わせは、①～⑦に分類される。

図表 5 福島県自治体の認定基準（判断指標により分類）

市町村	要介護認定の 必要性	障害者		換算要介護度 最小値	特別障害者		換算要介護度 最小値
		単一	複合		単一	複合	
①要介護・要支援度を単一基準として完全採用している自治体							
1 南会津町	必要（要介護）	・要介護1～2	—	3.000	・要介護3～5	—	5.000
②要介護・要支援度を単一基準として一部採用している自治体							
1 三春町	必要（要介護）	・要介護1～2	・要介護3+自立～Ⅱb ・要介護3+自立～A	3.000	・要介護4～5	・要介護3+Ⅲa～M ・要介護3+B～C	5.000
2 田村市	必要（要介護）	・要介護1～2	・要介護3+自立～Ⅱb ・要介護3+J～A	3.000	・要介護4～5	・要介護3+Ⅲa～M ・要介護3+B～C	5.000
3 磐梯町	必要（要介護）	・要介護1～2	・要介護3+自立～Ⅱb ・要介護3+J～A	3.000	・要介護4～5	・要介護3+Ⅲa～M ・要介護3+B～C	5.000
4 檜葉町	必要（要介護）	・要介護1～2	・要介護3+Ⅰ～Ⅱ ・要介護3+J～A	3.000	・要介護4～5	・要介護3+Ⅲ～M ・要介護3+B～C	5.000
5 会津坂下町	必要（要介護）	・要介護1～2	・要介護3+自立～Ⅱ ・要介護3+J～A	3.000	・要介護4～5	・要介護3+Ⅲ～M ・要介護3+B～C	5.000
6 大熊町	必要（要介護）	・要介護1～2	・要介護3+Ⅰ～Ⅱ ・要介護3+J～A	3.000	・要介護4～5	・要介護3+Ⅲ～M ・要介護3+B～C	5.000
7 北塩原村	必要（要介護）	・要介護1～2	・要介護3+自立～Ⅱb ・要介護3+J～A	3.000	・要介護4～5	・要介護3+Ⅲa～M ・要介護3+B～C	5.000
8 湯川村	必要（要介護）	・要介護1～2	・要介護3+Ⅰ～Ⅱ ・要介護3+J～A	3.000	・要介護4～5	・要介護3+Ⅲ～M ・要介護3+B～C	5.000
③認知症度、または寝たきり度を単一基準として採用している自治体							
1 白河市	必要（要介護、要支援）	・Ⅱ ・A	—	2.238	・Ⅲ～M ・B～C	—	4.124
2 広野町	必要（要介護、要支援）	・Ⅱ～Ⅲ ・A	—	2.238	・Ⅳ～M ・B～C	—	4.124
3 伊達市	必要（要介護、要支援）	・Ⅱa～Ⅲb ・A～B	—	2.238	・Ⅳ～M ・C	—	5.986
4 西郷村（2回目）	ほぼ必要（注2）	・Ⅰ～Ⅱ ・J～A	—	1.463	—	—	—
5 福島市（注1）	ほぼ必要（寝たきりの状態のかたを含む）	・A	—	2.238	・Ⅳ～M ・B～C	—	4.124
6 郡山市（注1）	必要（要介護、要支援）	・Ⅱ ・A	—	2.238	・Ⅲ～M ・B～C	—	4.124
④認知症度と寝たきり度の複合基準を採用している自治体							
1 古殿町	必要（要介護、要支援）	—	・J+Ⅲ ・A+自立～Ⅲ	2.267	—	・J～A+Ⅳ～M ・B～C+自立～M	4.124
2 玉川村	必要（要介護、要支援）	—	・J+Ⅲ ・A+自立～Ⅲ	2.267	—	・J～A+Ⅳ～M ・B～C+自立～M	4.124
3 平田村	必要（要介護、要支援）	—	・J+Ⅲ ・A+自立～Ⅲ	2.267	—	・J～A+Ⅳ～M ・B～C+自立～M	4.124
4 浅川町	必要（要介護、要支援）	—	・J+Ⅲ ・A+自立～Ⅲ	2.267	—	・J～A+Ⅳ～M ・B～C+自立～M	4.124
5 須賀川市	必要（要介護、要支援）	—	・J+Ⅲ ・A+自立～Ⅲ	2.267	—	・J～A+Ⅳ～M ・B～C+自立～M	4.124

(図表 5 の続き)

市町村	要介護認定の 必要性	障害者		換算要介護度 最小値	特別障害者		換算要介護度 最小値
		単一	複合		単一	複合	
⑥要介護・要支援度と認知症度、寝たきり度の複合基準を採用している自治体							
1 矢吹町	必要（要介護、要支援）	—	・要支援、要介護1～2+ I～II ・要支援、要介護1～2+ J～A	1.463	—	・要介護3～5+III～M ・要支援、要介護1～2+ III～M ・要介護3～5+A～C ・要支援、要介護1～2+ B～C ・要支援、要介護1～5+ III～M	4.124
2 西郷村 (1回目)	必要（要介護、要支援）	—	・要支援、要介護1～2+ I～II ・要支援、要介護1～2+ J～A	1.463	—	・要介護3～5+A～C（た だしAは条件あり） ・要支援、要介護1～2+ B～C	4.124
3 浪江町	必要（要介護）	—	・要介護1～3+II～M ・要介護4～5+II～III ・要介護1～3+A～C ・要介護4～5+A	3.000	—	・要介護4～5+IV～M ・要介護4～5+B～C	6.000
4 葛尾村	必要（要介護）	—	・要介護1～3+II～M ・要介護4～5+II～III ・要介護1～3+A～C ・要介護4～5+A	3.000	—	・要介護4～5+IV～M ・要介護4～5+B～C ・要介護1～5+6ヶ月以 上臥床し、食事・排便等 の日常生活に支障がある 状態+B1～C2	4.124
5 飯館村	必要（要介護）	—	・要介護1～5+II ・要介護1～3+III～M ・要介護1～5+A ・要介護1～3+B～C	3.000	—	・要介護4～5+B～C	6.000
6 双葉町	必要（要介護）	—	・要介護1～5+II～M ・要介護4～5+II～III ・要介護1～5+A ・要介護1～3+B～C	3.000	—	・要介護4～5+IV～M ・要介護4～5+B～C	6.000
⑦認知症度、寝たきり度とその他項目の複合基準を採用している自治体							
川俣町	不要	—	・IIb+独自判断項目 ・A+独自判断項目	2.238	—	・III～M+独自判断項目 ・B～C+独自判断項目	4.124
⑦その他項目を基準として採用している自治体							
会津美里町	ほぼ必要（注3）	—	—	—	—	—	—
		福島県	平均値	2.524	福島県	平均値	4.716
			中央値	2.267		中央値	4.562
			標準偏差	0.524		標準偏差	0.688
			変動係数	0.208		変動係数	0.146

(注1) 自治体広報誌や自治体HPでのみ認定基準を公開している自治体である。
(注2) 要支援と西郷村介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条の基本チェックリスト該当者である。
(注3) 要介護と同程度の介護を要するとみなされる者も対象となる。

まず、①要介護度を単一基準として完全採用している自治体であり、南会津町の1市町村である。要介護1以上を障害者認定の対象としているが、特別障害者については要介護3から認定している。②要介護度を単一基準として一部採用している自治体は8つあり、いずれも要介護1以上を障害者認定の対象としている。それらの障害者と特別障害者の認定境界は要介護3にあることがわかる。③認知症度、または寝たきり度を単一基準として採用している自治体は6つあり、福島市や郡山市、白河市、伊達市といった人口規模が多い市が採用している方法である。認知症度については、西郷村以外はII以上を障害者認定しており、特別障害者認定については、IIIかIV以上に分類される。特に、人口規模の多く県庁所在地である福島市はIV以上であるのに対して、郡山市はIII以上を特別障害者に認定しているのは興味深い。寝たきり度については、西郷村のJ～Aを除くと、A以上を障害者に認定している。特別障害者の認定では、伊達市のCを除くと、基本的にB以上となっている。④認知症度と寝たきり度の複合基準を採用している自治体は5つあり、どれも同じ認定基

準となっている。⑤要介護度と認知症度、寝たきり度の複合基準を採用している自治体は6つあり、要支援以上を障害者認定の対象としているのが矢吹町と西郷村の2つで、残りは要介護1以上を障害者認定の対象としている。特別障害者認定について、要介護4以上のみを対象としているのは浪江町、飯舘村、双葉町の3つである。そのほか、矢吹町や西郷村は要支援でも特別障害者認定を受けられる可能性がある。残りは、⑥認知症度、寝たきり度とその他項目の複合基準を採用している自治体に該当する川俣町と、⑦その他項目を基準として採用している自治体である会津美里町である。以上のように、判断指標の採用状況はバリエーションがあり、また判断指標として採用されている認知症度や寝たきり度、要介護度にも自治体によって差があることが判明した。

また、成川・茨木（2026）に準拠して計算した換算要介護度最小値について見ていく。例規制定全国自治体のみを分析した成川・茨木（2026）とは異なり、本稿では例規非制定自治体（広報やHP上で認定基準を公表しているものに限る）まで分析対象に含めている。そのため、人口規模の大きい福島市や郡山市などについても分析対象に含めることが可能となっている。障害者控除では、1.463（要支援1～要支援2相当）～3.000（要介護1相当）まで幅があることがわかる。特に、人口規模の大きい福島市や郡山市ではともに2.238（要支援1～要介護1相当）と福島県平均2.524よりも低いことがわかる。特別障害者控除では、4.124（要介護2～要介護3相当）～6.000（要介護4相当）と幅があり、人口規模の大きい福島市や郡山市ではともに4.124（要介護2～要介護3相当）と福島県平均4.716よりも低いことが判明した。変動係数では、障害者控除は0.208、特別障害者控除は0.146となっており、障害者控除のほうが特別障害者控除に比べてバラツキが大きいことがわかる。両変動係数自体は高くないものの、福島県内市町村間で認定基準に差があることを意味しており、障害者控除の水平的公平が保たれていないことを示唆するものといえよう。また、成川・茨木（2026）が示した例規制定自治体での認定基準では、障害者控除については福島県平均が2.780、変動係数が0.308であり、特別障害者については福島県平均が4.793、変動係数が0.145となっている。これらと比べると、例規非制定自治体（広報やHP上で認定基準を公表しているものに限る）を含めた本稿での平均値は、成川・茨木（2026）よりも低く、変動係数については特別障害者控除についてはほとんど変わらないものの、障害者控除では低下している。このように、本稿では分析対象を例規非制定自治体にまで広げて認定基準を分析しており、その分析結果は障害者控除の水平的公平のさらなる実態解明につながると考えられる。

5. 決定要因分析

5.1 変数の定義、仮説の提示

ここでは、実態分析によって得られた自治体の障害者控除対象者認定に関する立法、広報政策について、簡単な決定要因分析を行う。分析対象は、2024年3月末現在における福島

県内 59 市町村のクロスセクションデータである。

図表 6 変数の定義

変数	説明
例規ダミー	2024年1月時点において、障害者控除対象者認定に関する例規を公表していれば1、それ以外を0とするダミー変数。例規制定という立法政策に関する被説明変数。
HP説明ダミー	2024年1月時点において、HP上で障害者控除対象者認定に関する説明をしていれば1、それ以外を0とするダミー変数。広報政策に関する被説明変数。
紙広報説明ダミー	2024年1月時点において、紙広報上で障害者控除対象者認定に関する説明をしていれば1、それ以外を0とするダミー変数。広報政策に関する被説明変数。
広報ダミー	2024年1月時点において、HP上、または紙広報上で障害者控除対象者認定に関する説明をしていれば1、それ以外を0とするダミー変数。広報政策に関する被説明変数。
HPダウンロードダミー	2024年1月時点において、HP上で障害者控除対象者認定申請書などがダウンロードできれば1、それ以外を0とするダミー変数。広報政策に関する被説明変数。
認定書自動送付ダミー	2024年1月時点において、障害者控除対象者認定書を自動送付していれば1、それ以外を0とするダミー変数。広報政策に関する被説明変数。
普通障害_換算要介護度最小値	成川・茨城（2026）に準拠して計算した、認定基準に基づく障害者控除の換算要介護度最小値。障害者控除について不適用と適用の境界値を意味する。
普通障害_換算要介護度最小値カテゴリ	普通障害_換算要介護度最小値について、サンプルの4つの値をカテゴリ化した変数。最も低い1.463を1、2.238を2、2.267を3、最も高い3を4とする。
特別障害_換算要介護度最小値	成川・茨城（2026）に準拠して計算した、認定基準に基づく特別障害者控除の換算要介護度最小値。特別障害者控除適用と障害者控除適用の境界値を意味する。
特別障害_換算要介護度最小値カテゴリ	普通障害_換算要介護度最小値について、サンプルの4つの値をカテゴリ化した変数。最も低い4.124を1、5.000を2、5.986を3、最も高い6.000を4とする。
財政力指数	令和4年度における財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の令和2～4年における平均値）。高いほど財政に余裕があり、低いほど財政がひっ迫していることを意味する。【出典】総務省HP『地方財政状況調査』
財政力指数 ²	財政力指数の二乗【出典】同上
要介護・要支援認定率	第1号被保険者のうち要支援1～要介護5の認定を受けている者／全第1号被保
避難区域ダミー	2011年9月30日時点において、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が存在する自治体であれば1、それ以外を0とするダミー変数【出典】福島県HP『避難指示等区域の変遷』

分析モデルは、各種政策採用ダミーを被説明変数として、各種決定要因を説明変数とするロジットモデルと、認定基準を被説明変数として、各種決定要因を説明変数とする重回帰モデルおよび順序ロジットモデルである。図表 6 では変数の定義を示している。被説明変数には、立法政策に関する例規ダミー、広報政策に関する HP 説明ダミー、紙広報説明ダミー、広報ダミー（HP 上または紙広報のいずれかで説明）、HP ダウンロードダミー、認定書自動

送付ダミー、そして認定基準に関する普通障害_換算要介護度最小値と普通障害_換算要介護度最小値カテゴリ、特別障害_換算要介護度最小値、特別障害_換算要介護度最小値カテゴリを用いる。決定要因となる説明変数には、財政力指数（二乗項含む）、要支援・要介護認定率、避難区域ダミーを用いる。

最も注目する説明変数は財政力指数である。個人市町村民税での障害者控除額は26万円であり、個人市町村民税の標準税率は一律6%であるから、一人の障害者控除を認めることによる市町村の減収額は $26 \text{万円} \times 6\% = 15,600 \text{円}$ となる。すなわち、障害者控除を使用できる所得があれば、すなわち個人市町村民税の所得割を納めている状況であれば、所得の多寡に関係なく障害者控除の適用は税込減につながる。一方、標準的税込見込額が減少することにより、地方交付税交付団体自治体については15,600円の75%相当を地方交付税として受け取ることができ、一人の障害者控除を認めることによる市町村の正味減収額は $15,600 \text{円} - 15,600 \text{円} \times 75\% = 3,900 \text{円}$ となり、割安で障害者や高齢者政策が実施可能となる。したがって、財政状況が悪化している自治体ほど、積極的な障害者控除対象者認定政策を採用するという仮説（財政状況仮説）が導かれる。ただし、特に財政状況が悪化している自治体は3,900円の減収すら避けたいと考える可能性があり、消極的な政策を実施する可能性がある。そのため、財政力指数は負（認定基準に関するモデルでは正）と予想し、財政状況良好な自治体と特に財政状況悪化している自治体は消極的な政策をとるという、上に凸の二次関数の関係性をとらえる財政力指数の二乗項は正を予想する。

5.2 基本統計量と相関係数

図表7は基本統計量と相関係数である。①基本統計量では、財政力指数は平均で0.456、最小値は0.090、最大値は1.460と、福島県内でも財政が豊かな市町村もあればひっ迫している市町村があり、財政力に差があることがわかる。65歳以上の第一号被保険者に占める要介護・要支援認定者率の平均は0.188、最小値は0.128、最大値は0.269と、福島県内でも高齢者について要介護・要支援認定率に差があることがわかる。②相関係数では、説明変数間に着目すると、財政力指数と要介護・要支援認定率のピアソン相関は-0.147、財政力指数²と要介護・要支援認定率のピアソン相関は-0.078と高くない。そのほかの変数間についても多重共線性の疑いがあるような相関の高い組み合わせは見当たらない。

図表 7 基本統計量と相関係数

①基本統計量	サン プル	平均	標準 偏差	最小 値	中央 値	最大 値								
1 例規ダミー	59	0.407	0.495	0.000	0.000	1.000								
2 HP説明ダミー	59	0.271	0.448	0.000	0.000	1.000								
3 紙広報説明ダミー	59	0.525	0.504	0.000	1.000	1.000								
4 広報ダミー	59	0.559	0.501	0.000	1.000	1.000								
5 HPダウンロードダミー	59	0.271	0.448	0.000	0.000	1.000								
6 認定書自動送付ダミー	59	0.102	0.305	0.000	0.000	1.000								
7 普通障害_換算要介護度最 小値	26	2.565	0.489	1.463	2.633	3.000								
8 小値カテゴリ 特別障害_換算要介護度最 小値	26	3.115	1.033	1.000	3.500	4.000								
9 小値 特別障害_換算要介護度最 小値	26	4.715	0.688	4.124	4.562	6.000								
10 小値カテゴリ	26	1.769	0.992	1.000	1.500	4.000								
11 財政力指数	59	0.456	0.271	0.090	0.370	1.460								
12 財政力指数 ²	59	0.281	0.372	0.008	0.137	2.132								
13 要介護・要支援認定率	59	0.188	0.029	0.128	0.188	0.269								
14 避難区域ダミー	59	0.203	0.406	0.000	0.000	1.000								
②相関係数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1 例規ダミー		-0.42	-0.04	-0.26	-0.39	-0.35	0.32	0.32	0.34	0.34	-0.33	-0.33	0.04	0.26
2 HP説明ダミー	-0.42		0.52	0.62	0.77	0.04	-0.26	-0.26	-0.23	-0.23	0.56	0.56	-0.23	-0.13
3 紙広報説明ダミー	-0.04	0.52		0.92	0.41	0.23	-0.16	-0.16	-0.05	-0.05	0.42	0.42	-0.25	0.08
4 広報ダミー	-0.26	0.62	0.92		0.51	0.21	-0.26	-0.26	-0.12	-0.12	0.51	0.51	-0.22	0.02
5 HPダウンロードダミー	-0.39	0.77	0.41	0.51		0.02	-0.24	-0.24	-0.12	-0.12	0.40	0.40	-0.13	-0.19
6 認定書自動送付ダミー	-0.35	0.04	0.23	0.21	0.02		-0.03	-0.03	-0.04	-0.04	0.35	0.35	-0.06	0.09
7 普通障害_換算要介護度最 小値	0.24	-0.21	-0.10	-0.15	-0.13	0.03		1.00	0.70	0.70	-0.39	-0.39	0.50	0.34
8 普通障害_換算要介護度最 小値カテゴリ	0.28	-0.25	-0.14	-0.24	-0.18	-0.03	0.95		0.70	0.70	-0.39	-0.39	0.50	0.34
9 特別障害_換算要介護度最 小値	0.32	-0.23	-0.05	-0.13	-0.08	-0.07	0.63	0.56		1.00	-0.08	-0.08	0.63	0.34
10 特別障害_換算要介護度最 小値カテゴリ	0.29	-0.20	-0.11	-0.17	-0.10	-0.08	0.59	0.53	0.98		-0.08	-0.08	0.63	0.34
11 財政力指数	-0.24	0.48	0.27	0.34	0.36	0.26	-0.25	-0.34	-0.13	-0.12		1.00	-0.12	0.17
12 財政力指数 ²	-0.13	0.41	0.22	0.26	0.32	0.17	-0.15	-0.23	-0.12	-0.12	0.97		-0.12	0.17
13 要介護・要支援認定率	-0.04	-0.21	-0.22	-0.19	-0.08	0.02	0.61	0.47	0.60	0.61	-0.06	-0.02		0.53
14 避難区域ダミー	0.26	-0.13	0.08	0.02	-0.19	0.09	0.40	0.32	0.35	0.42	0.27	0.32	0.53	

(注) 相関係数の左下下段はピアソン相関、右上上段はスピアマン相関係数を示している。

5.3 推定結果

図表 8 は推定結果である。立法政策に関するモデル(1)では、財政に関する変数は有意な結果を示さず、避難区域ダミーのみ 1%水準で正に有意な結果となった。これは、東日本大震災当時、福島第一原発の影響を大きく受けた地域であるほど、例規制定・公表が進んでいることを意味している。この結果については様々な解釈ができるが、まず、福島第一原発事故のように多くの住民が物理的・精神的困難を経験し、行政に対して高齢者や要介護・要支援認定者などの社会的弱者への支援の必要性が強く意識された結果である可能性がある。このような場合、住民の福祉的保護を明文化・制度化する動きが活発化する一環として、障害者控除対象者認定に関する例規を制定・公表する傾向が強まったと解釈できる。また、福島第一原発の影響を大きく受けた地域では住民が県外・市町村外に避難・分散しており、行政による柔軟な認定が困難であることから、例規を制定することで認定事務の効率化を図っている結果であるとも解釈できよう。

図表 8 推定結果

推定結果	変数	推定方法	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
			立法政策	広報政策	広報政策	広報政策	広報政策	広報政策
	予想符号		ロジット	ロジット	ロジット	ロジット	ロジット	ロジット
			例規 ダミー	HP 説明 ダミー	紙広報 説明 ダミー	広報 ダミー	HP ダウン ロード ダミー	認定書 自動 送付 ダミー
定数項			3.711 (1.39)	-5.010 (-1.60)	-1.960 (-0.78)	-3.785 (-1.40)	-2.028 (-0.74)	-5.056 (-0.89)
財政力指数	-		-6.520 (-1.38)	9.516** (2.11)	9.401** (2.31)	13.952*** (2.94)	1.782 (0.43)	28.399* (1.88)
財政力指数 ²	+		4.663 (1.19)	-3.984 (-1.31)	-4.992* (-1.72)	-7.630** (-2.31)	0.494 (0.16)	-19.479* (-1.68)
要介護・要支援認定率	?		-15.389 (-1.33)	3.190 (0.23)	-4.931 (-0.44)	-1.467 (-0.13)	0.313 (0.03)	-35.027 (-1.30)
避難区域ダミー	?		2.228*** (2.62)	-0.396 (-0.43)	0.602 (0.72)	0.945 (1.01)	-0.165 (-0.19)	1.437 (1.08)
N			59	59	59	59	59	59
修正R ²								
疑似R ²			0.135	0.195	0.151	0.246	0.071	0.295
推定結果	変数	推定方法	(7)	(8)	(9)	(10)		
	予想符号		認定基準	認定基準	認定基準	認定基準		
			OLS	順序 ロジット	OLS	順序 ロジット		
			普通障害 _換算要介 護度最小 値	普通障害 _換算要介 護度最小 値カテゴ リ	特別障害 _換算要介 護度最小 値	特別障害 _換算要介 護度最小 値カテゴ リ		
定数項			1.351* (1.76)		1.732 (1.41)			
財政力指数	+		-1.904** (-2.11)	-13.516** (-2.38)	0.263 (0.18)	-0.526 (-0.11)		
財政力指数 ²	+		1.027 (1.70)	6.611* (1.80)	-0.369 (-0.38)	-0.426 (-0.13)		
要介護・要支援認定率	?		9.400** (2.46)	38.699* (1.78)	15.679** (2.57)	68.028** (2.34)		
避難区域ダミー	?		0.177 (0.90)	1.856 (1.25)	0.166 (0.53)	0.812 (0.75)		
N			26	26	26	26		
修正R ²			0.426		0.259			
疑似R ²				0.277		0.231		

(注 1) 各結果の上段は係数、下段(カッコ)はt値、またはz値を示している。右肩の***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを意味している。

次に、広報政策に関するモデル(2)~(4)で財政力指数が5%水準以上で正の有意な結果となった。この結果は、紙媒体の広報誌または自治体HP上で障害者控除対象者認定について周知広報している自治体ほど財政力指数が高いことを意味している。これは財政状況が悪化している自治体ほど積極的な障害者控除対象者認定政策を採用するという財政状況仮説とは異なる結果であり、単に財政力が高く財政基盤が強固である自治体ほど余裕があるため、

論文

障害者控除対象者認定の周知広報と適用促進に積極的であると解釈すべきと考える。すなわち、財政状況仮説とは異なり、福島県内市町村は税込減や地方交付税などを加味した障害者控除対象者認定に係るコストをあまり考慮せず、財政状況の高低に応じて認定に関する広報政策の推進を決定していることが示唆される。しかし、(4)広報ダミーでの財政力指数の二乗は負に有意であり、財政力が非常に高い自治体は周知広報に消極的になることが示唆されている。この結果の解釈は困難であるが、クロスセクションデータではなく、パネルデータで再度検証することが必要であると考えられる。

そして、認定基準に関するモデルでは、障害者控除に関するモデル(7)と(8)において財政力指数が5%水準で負に有意な結果となった。この結果は、財政力が高い自治体ほど障害者控除の適用に必要となる換算要介護度最小値が低くなることを意味しており、認定ハードルが低いことを表している。これは、財政状況仮説とは異なるが、先ほどの広報政策に関するモデル(2)～(4)の結果と整合的である。以上の結果を踏まえると、財政状況が悪化している自治体ほど、積極的な障害者控除対象者認定政策を採用するという財政状況仮説は採択されず、むしろ財政状況が悪化している自治体ほど、消極的な障害者控除対象者認定政策を採用することが示されたといえる。

6. おわりに

本稿では、福島県内59市町村を対象に、各市町村の所得税・個人住民税における障害者控除対象者認定に関する政策について、例規と広報を対象に分析を行ってきた。障害者控除対象者認定は、高齢化や要介護・要支援認定者の増加に伴い重要性が増しているものの、学術的にはほとんど注目されてこなかった。そこで、本稿では福島県内59市町村を対象に、障害者控除対象者認定の例規や自治体広報、自治体HPといった立法政策、広報政策に着目して、認定基準などの実態分析や政策決定要因分析を行った。分析の結果、24市町村の25例規が制定されており、34市町村が紙媒体の広報誌で、19市町村が自治体HPで何らかの周知広報を図っていることが明らかとなった。このように、比較的高齢者が見られる広報誌での周知広報を行っているが、認定対象者は65歳以上の主に要介護・要支援認定者であり申請手続きが難しい可能性があることから、その申請を行うことが多いと考えられる介護を行う親族などの現役世代をターゲットに、インターネット上での周知広報に注力することが障害者控除対象者認定の周知、適用促進につながると考えられる。認定基準では、主に寝たきり度や認知症度、要介護・要支援度が判断指標として用いられており、その採用形態は7つに分類できることがわかった。また、控除の適用可否や障害者と特別障害者の境界など、自治体によって認定基準に差があることが示された。

政策決定要因分析では、仮説とは異なり、財政力が高い自治体ほど広報政策に積極的であり、また、財政力が高い自治体ほど認定ハードルが低いという結果が得られており、自治体は障害者控除対象者認定の実施に係るコストを勘案して政策を決定しているよりも、単に

財政状況の高低に応じて認定に関する政策の推進を決定していることが示唆される。本稿の貢献は、成川・茨木（2026）が示した全国例規制定自治体という枠組みを超えて、福島県に限定されるものの例規非制定自治体にも分析対象を広げた点にある。その結果、例規非制定であった人口規模の大きい福島市や郡山市を分析対象に含めることに成功した。

本研究は先述のように、福島県に限定した研究であるため、その分析結果を全国に当てはめることはできない。しかし、全国自治体の過半数を占める例規非制定自治体の一部を分析対象に含めたことは、全国自治体での障害者控除に関する水平的公平の実態解明の端緒となると考えられる。全国の例規非制定自治体についての分析は今後の課題としたい。決定要因分析においても、単年度のクロスセクションデータであるため、分析に限界がある。そのため、今後は対象自治体を広げる、パネルデータを構築するなどデータを拡張して再度検証を行いたい。

[注]

- 1) この点については確かに、他の障害者の規定である各種手帳は自治体レベルでの交付決定が行われているものもある。例えば、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳では都道府県知事（政令指定都市や中核市を含む）が交付決定を行うことになっている。しかし、それらの交付決定については、身体障害者福祉法や精神保健福祉法の規定による厚生労働省告示に基づいて、交付決定がなされている。すなわち、交付決定時に解釈の違いなど若干の運用差が出る可能性はあるものの、全国一律に行われているため市区町村レベルでの差は基本的に生じない。
- 2) 判断指標について、最も多く採用されているのは厚労省事務連絡にも参考資料として示されている障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）や認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度）である。これら日常生活自立度は介護保険法に基づく要介護・要支援認定の際に用いられている判断指標の一つである。次に、要介護度が採用されている。しかし、厚労省事務連絡では、要介護認定は「障害や機能の状況を直接判断するのではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するため、介護の手間のかかり具合を判断するもの」であるため、障害認定とは判断基準が異なるものであるから要介護度のみで一律に認定を行うのは困難と述べられている。そのほかの判断指標を採用している市区町村もあるが、多くは日常生活自立度か要介護度という介護保険法に基づく要介護・要支援認定に関する指標を採用している。
- 3) 障害者控除対象者認定は1970年（昭和45年）改正で導入されたものであるが、2000年の介護保険法施行後に制度活用が進んだ実態がある。成川・茨木（2026）でも明らかにしているが、2002年前後から実務レベルで注目が高まり、2002年4月8日に行われた衆議院決算行政監視委員会第二分科会では、福島豊衆議院議員（公明党）が要介護認定と障害者控除対象者認定の関係を質疑している。このような関心の高まりを背景として、2002年8月1日に先述の厚労省事務連絡が発出され、障害者控除対象者認定に関して具体的な内容が初めて示された。この厚労省事務連絡に前後して、各市区町村での障害者控除対象者認定に関する例規制定が始まった。
- 4) 障害者控除に関する先行研究では、酒井（2009a）と酒井（2009b）が、障害者控除の性質について障害者概念などをもとに論じ、政府税調による「障害者控除のような真に必要な配慮が必要な者についての控除は存置すべき」とする点について、「真に必要な配慮」や「必要な者」について社会モデルを背景とした議論が展開されるべきと主張している。三宅（2010）は、アメリカやイギリスの制度を参考に、給付付き障害者税額控除の導入を主張している。給付付き障害者税額控除導入は、障害者控除の本来の趣旨をより果たせるだけでなく、現行の障害者控除の問題点と障害者に関する社会保障制度における問題点を一体的に解決することが可能であると述べている。片山（2025）は、障害者控除適用の際の障害者手帳の要否について論じてお

り、障害者手帳の交付手続きが適正に行われていることを前提として、専門的知識を有する機関による障害者手帳の交付決定という行政処分の有無により、形式的に障害者控除の適用可否を判断することは合理的であると論じている。

5) 学術的研究以外の現場レベルでは、アンケート調査により実態の一端が明らかにされつつある。特筆すべきは、一定の都道府県の社会保障推進協議会で行われている自治体キャラバンであり、毎年各種福祉政策に関するアンケートを各市区町村に送付し、回収して集計している。中でも、愛知自治体キャラバンは確認できる限りで2006年以前から障害者控除対象者認定に関するアンケートを行っている。発行枚数については、愛知自治体キャラバン実行委員会(2007)では2006年で10,466枚であったが、愛知自治体キャラバン実行委員会(2024)の2023年では79,634枚に増加している。また、対象者に申請書又は認定書を自動送付している自治体は、2006年で10自治体であったが、2023年には38自治体に増加している。このアンケート送付の取り組みにより、自治体における障害者控除対象者認定の重要性認識が高まり、その発行枚数増加や適用増加に結び付いている可能性が指摘されている。

6) 寝たきり度は自立、J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、そしてC2の9段階(J、A、B、そしてCをまとめた大区分では5段階)である。認知症度は自立、I、IIa、IIb、IIIa、IIIb、IV、そしてMの8段階(II、IIIをまとめた大区分では6段階)である。要介護度は要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、そして要介護5の7段階である。

[文献リスト]

愛知自治体キャラバン実行委員会(2007)『自治体要請行動のまとめ(2007年10月16日～19日)』愛知自治体キャラバン実行委員会

愛知自治体キャラバン実行委員会(2024)『自治体要請行動のまとめ(2024年10月22日～25日)』愛知自治体キャラバン実行委員会

酒井克彦(2009a)「障害者控除の性質論(上) 所得税法上の障害者控除についての再整理を試みる」『税務弘報』57(11), 109-117頁

酒井克彦(2009b)「障害者控除の性質論(下) 所得税法上の障害者控除についての再整理を試みる」『税務弘報』57(13), 135-144頁

成川旦人・茨木瞬(2026)「各自治体の所得税・個人住民税における障害者控除対象者認定をめぐる政策に関する研究—障害者控除対象者認定に関する例規の実態分析—」『地方財政』, 65(1), 244-307頁

三宅誠(2010)「給付付き障害者税額控除の立法提案—英・米の制度を参考に—」『税に関する論文入選論文集』(6), 95-144頁

片山直子(2025)「障害者控除—障害者手帳の交付の可否を中心に—」『税研』41(3)、20-26頁

[HP リスト]

愛知県社会保障推進協議会 (<http://syahokyo.aioren.gr.jp/>) 最終閲覧日2025年9月30日

厚生労働省 HP 「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kaigi/020904/2-3.html>) 最終閲覧日2025年9月30日

条例 Web アーカイブデータベース (<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>) 最終閲覧日2025年9月30日

総務省 HP 「地方財政状況調査関係資料」

(https://www.soumu.go.jp/iken/jokyo_chousa_shiryō.html) 最終閲覧日2025年12月15日

福島県 HP 「避難指示等区域の変遷」(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/m1-3.html>) 最終閲覧日2025年12月15日